

賃貸借契約即時合意解約書

即時解約・一定期間明渡し猶予の場合

貸主 (以下「甲」という。)と、借主 (以下「乙」という。)は、甲所有の下記物件(以下「本物件」という。)につき 年 月 日付で、甲乙間で締結した建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)に関する、以下のように合意する。

(合意解約)

第1条 甲および乙は、本物件に関する本契約を、本日付で双方合意の上解約する。

(物件の明渡し)

第2条 甲は、乙に対し、 年 月 日までは、本物件の明渡しを猶予する。

- 乙は、甲に対し、前項に定める期日までに、本物件を明け渡す。
- 本物件の明渡しに要する費用は、乙が負担するものとする。

(残置物の処分)

第3条 本物件の明渡し後において、本件土地に乙所有の物が残置していた場合、乙はその所有権を放棄し、甲が、乙の負担でこれを任意に処分できるものとする。

(賃料相当損害金等)

第4条 乙は、甲に対し、本日から第2条第1項に定める期限内に明渡しが完了するまでの間、1ヶ月あたり金円の賃料相当損害金を支払うものとする。

- 乙が第2条第1項に定める期限までに明渡しがなされなかつたときは、その期限の翌日以降明渡しが完了するまでの間、1ヶ月あたり金円の遅延損害金を支払うものとする。

(敷金・保証金の返還)

第5条 甲は、乙に対し、本件土地の明渡しが完了した後速やかに、乙が預託した敷金・保証金につき、契約に定める償却をし、賃料の不払い等の乙の債務が残存する場合には当該債務を差し引き、その残額を無利息で返還するものとする。

記

名称

所在地

種類

構造

※居住用賃貸借契約書頭書(1)に従い記載する。

年 月 日

貸主住所

氏名

印

借主住所

氏名

印